

登録業者の皆様へ

最低制限価格制度の見直しについて(お知らせ)

国の通知に基づき、測量業務、調査業務及び設計業務に係る「最低制限価格の算定」について、以下のとおり見直します。

1. 改正内容

(1) 「測量業務」及び「地質調査業務」の諸経費、「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」の一般管理費等における最低制限価格の算定について改正します。

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
<u>測量業務</u>	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の 48 →50を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
<u>土木関係の建設コンサルタント業務</u>	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の 48 →50を乗じて得た額
<u>地質調査業務</u>	直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の 48 →50を乗じて得た額
<u>補償関係コンサルタント業務</u>	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の 45 →50を乗じて得た額

(2) 測量業務、地質調査業務以外の設定範囲について、「100分の60から100分の80」から「100分の60から100分の~~80~~→81」に改正します。

- (3) 測量業務、地質調査業務以外の委託業務のうち特別なものの設定範囲について、「100分の60から100分の80」から「100分の60から100分の81」に改正します。

2 実施時期

令和6年6月1日以後に入札公告又は指名通知を行う契約検査室所管に係る入札案件等から適用します。

【お問合せ】 大牟田市企画総務部 契約検査室 契約（工事）担当

TEL：0944-41-2590

FAX：0944-41-2592